

富山市告示第575号

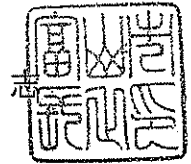
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更及び廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第3次地区における鶯坂・分田換地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年11月5日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町鶉坂」 に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 塚原	島黒瀬	4番1、4番2、5番1、6番1、 7番1、7番3、8番、9番1、9 番2、10番1から10番3まで、 11番1、11番2、32番1、3 3番、34番1、34番2、35番 1、35番3、36番1、36番3 、54番1及び55番1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町塚原」に 編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 分田		369番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「婦中町分田」 に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町塚原	島黒瀬	54番2、55番2、56番1、56番2、57番1、57番2、71番1の一部、72番の一部、73番の一部、74番の一部及び75番1の一部
	婦中町鵜坂		235番2の一部、236番2、237番2、238番2、239番3、246番2、247番2、248番2、249番2、250番2、251番3、252番4、253番2、254番2、255番2、256番2、257番2、258番2、259番2、260番2、261番2、262番2、263番2、264番2、265番2、266番2、267番2、268番2及び269番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町羽根新」 に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 鵜坂		230番1の一部、230番2、2 31番の一部及び235番2の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町塚原	島黒瀬	3 1 番 2、3 2 番 2、3 6 番 4、3 7 番 1、3 7 番 5、3 9 番 6、5 1 番 1、5 1 番 2、5 2 番 2、5 3 番 2、5 8 番 1 から 5 8 番 3 まで、5 9 番 1 から 5 9 番 3 まで、6 0 番 1 から 6 0 番 3 まで、6 1 番 1、6 1 番 2、6 1 番 5、6 1 番 6、6 2 番 1 から 6 2 番 3 まで、7 1 番 1 の一部、7 2 番の一部、7 3 番の一部、7 4 番の一部、7 5 番 1 の一部及び 7 5 番 2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。